

美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターの  
指定管理業務に関する年度協定書

美祢市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に締結した美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターの指定管理業務に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和〇年度の業務内容）

第2条 業務内容は、乙が令和〇年度の業務として作成し、甲及び乙が確認した別紙事業計画書に定めるとおりとする。

※ 事業計画書を添付する。

（指定管理料）

第3条 甲は、本事業の実施の対価として、金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

（指定管理料の前金払）

第4条 甲は、乙に対し前条の指定管理料を、次に掲げる計画に基づき支払うものとする。

|       | 支払予定月        | 金額         |           | 備考        |
|-------|--------------|------------|-----------|-----------|
|       |              | 一般廃棄物最終処分場 | リサイクルセンター |           |
| 第1回支払 | 令和〇年 4月      | 円          | 円         |           |
| 第2回支払 | 令和〇年 8月      | 円          | 円         |           |
| 第3回支払 | 令和〇年 11月     | 円          | 円         |           |
| 第4回支払 | 令和〇年 2月      | 円          | 円         |           |
| 第5回支払 | 次条による精算を行った後 | 残額         |           | 次条の精算後の残額 |

2 甲は、乙からの請求書を受領した日から30日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

（指定経費の精算）

第5条 前条の指定管理料に含まれる修繕料（以下「指定経費」という）は、以下の金額とする。

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 修繕料 | 金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
|-----|-----------------------------|

2 乙は、令和〇年度決算終了後速やかに、指定経費に要した経費を示した報告書を作成し、甲へ提出する。甲は、乙の報告書を精査し、精算を行う。

3 前項の精算の結果、指定経費に剰余金が生じた場合は、指定管理料の額から当該剰余金額を減ず

るものとし、指定経費が不足した場合は、指定管理料の額に当該不足額を加えるものとする。この場合において、乙は剰余金額が〇〇〇円を超える場合は、当該超える額を速やかに甲に返還するものとする。

※ 〇〇〇円の金額には、指定管理料から指定管理者への支払済を引いた金額を記載する。

(例) 指定管理料1,000万円で指定管理者への支出済額が800万円であれば200万円を記載

(疑義等の決定)

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 美祢市大嶺町東分 326 番地 1  
名 称 美祢市  
代表者 美祢市長 篠 田 洋 司

乙 所在地  
名 称  
代表者